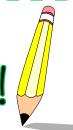


統計調査について知ろう!



みなさんは、統計調査についてどれくらい知っているでしょうか。一つに統計調査と言っても、様々な種類の統計調査があります。調査する目的や調査内容等を知っている方は少ないのではないでしょうか。

そこで、今回はいくつかの統計調査について御紹介します。どんなものがあるのか 学んでいきましょう!

《家計調查》

目 的:国民生活における家計収支の実態を毎月把握 し、経済政策及び社会政策立案のための基礎資 料を得ること。

調査内容:家計の収入・支出、貯蓄・負債等

その他:全国の世帯のうち学生の単身世帯等を除く約5,157万世帯(平成27年国勢調査)を調査対象とし、そのうちの一部の世帯(全国で約9,000世帯)を無作為に抽出して調査。二人以上の世帯は6か月間、単身世帯は3か月間、毎日すべての収入と支出を家計簿に記入していただくこと等により調査する。「浜松市が餃子の消費量日本一(平成30年)」など、調査結果は各方面で利用されている。



統計メモ

○問期調査 2年以上の問期間隔(5年に

7回等)で実施される統計調査。

◎経常調査

7年以下の周期間隔(毎年、毎

月)で実施される統計調査。



《小売物価統計調查》

目 的:商品の小売価格、サービス料金及び家賃を毎月調査し、その価格変動を明らかにするとともに消費者物価指数(CPI) やその他物価に関する基礎資料を得ること。

調査内容:指定品目(銘柄)の小売価格又はサービス料金、家賃·延床 面積、宿泊料金等

その他:物価の動向を把握する動向編と、地域別価格差など物価の構造を把握する構造編で構成される。また、動向編は商品の小売価格又はサービス料金を調査する「価格調査」、家賃を調査する「家賃調査」、宿泊料金を調査する「宿泊料調査」の3種類に大別され、調査担当別に調査員調査品目、都道府県調査品目、総務省調査品目に分けられる。調査員調査品目については、調査員が店舗や世帯に対し、価格・家賃等の聞き取りを行うことにより調査する。

《毎月勤労統計調査》

目 的:賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすること。

調查内容:事業内容、常用労働者数、出勤日数、労働時間、

現金給与額等

その他:調査対象は3種類に分かれていて、常用労働者数30 人以上の事業所が対象の第一種事業所調査、5~29 人の事業所が対象の第二種事業所調査、1~4人の事 業所が対象の特別調査となっている。調査期間は第一 種事業所調査が2~3年、第二種事業所調査が1年 半、特別調査が年に1回となっている。第二種事業所 調査と特別調査については、統計調査員が聞き取り調

統計メモ

◎基幹統計調査

統計法に基づき、もっとも重要な統計調査として国で定められている統計調査のこと。

有名なもので言うと、国勢調 査七基幹統計調査の一つです。



査を行っている。

統計メモ

◎ 必ず回答しないといけない? 基幹統計調査は、必ず回答する 必要があります。統計法には回答義 務が定められており、拒否をしたりや ソを答えた場合の罰則もあります。

《労働力調查》

目 的: 我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ること。

調査内容:仕事の有無、就業日数、仕事内容、求職状況等

その他:調査の対象は、我が国の全世帯から選定した約4万世帯の世帯員。統計調査員が世帯を訪問し、調査票を配布・回収している。調査は1年目に2か月、2年目の同じ時期に2か月行う。毎月配布される基礎調査票に加え、2年目2か月目には、詳細な調査のための特定調査票がある。調査は毎月行っており、調査結果からは、就業者数や完全失業率がわかる。

《生產動態統計調查》

目 的:鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ること。

調査内容:鉱工業製品の生産、出荷、在庫の数や金額、月末従事者、設備等

その他:調査の対象となる事業所は、規則で対象としている鉱産物や工業品を生産する者で、生産品目ごとに調査の範囲が定められている。調査の範囲は、対象としている生産品目を製造する全ての事業所、あるいは事業所の従事者数で定められており、この範囲に属する全事業所が調査対象となる。調査は毎月行っており、郵送、オンライン調査又は統計調査員が事業所を訪問し調査票を配布、回収している。

いくつかの統計調査について御紹介しましたが、知っているものはあったでしょうか。この他にも、まだまだたくさんの統計調査がありますので、興味を持った方は調べてみてください!